

# 個人市民税・県民税(住民税)の仕組みを

## 正しく理解して適切に納めましょう

個人市民税・県民税とは、その年の1月1日に居住の市町村に納める税で、「住民税」とも呼ばれます。

令和4年2月から市県民税の申告相談会を実施します。相談会の日程などは、広報やつしろ2月号に掲載します。

### 課税方法

前年の1月1日から12月31日までの所得に対して翌年度に課税されます。

退職などにより、現在は収入がなくても前年の所得などによっては、市県民税が課税される場合があります。

市県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得均等割」で構成されます。

5500円

(市3500円、県2000円)

### 所得割

課税される所得の10%  
(市6%、県4%)

### 課税されない人

①前年中に所得がなかった人

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

③障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額(※1)が135万円以下の人

④前年中の合計所得金額(※1)が次の金額以下の人

### 所得割が課税されない人

①前年の総所得金額等(※3)が次の金額以下の人

35万円×(1+扶養親族等(※2)の人数) + 32万円(扶養親族等を有する場合は加算) + 10万円

②前年の総所得金額等(※3)の合計金額が所得控除の合計額を下回る人

※1市県民税の所得割の対象となる各種所得金額の合計額

※2扶養親族等には、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含む

※3合計所得金額から、繰り越すことが認められている損失額を差し引いた金額

問合せ 市民税課 ☎ 334107

### 納税方法

#### 普通徴収

納付書や口座振替で、年4回に分けて納めます。

#### 給与特別徴収

特別徴収の届出を行っている事業所に勤めている人は、事業所が毎月の給与から天引きして納めます。退職や休職中の場合は、事業所からの届出に基づき、普通徴収に切り替えます。

#### 年金特別徴収

4月1日時点で65歳以上の人で、一定の条件を満たす公的年金受給者の公的年金所得にかかる市県民税は、年6回に分けて年金から天引きし、日本年金機構などの年金保険者が納めます。

年金特別徴収が新たに始まる人は、年税額の半分は普通徴収し、残りの税額は支給される年金から天引きして納めます。税額の大幅な変更、年金の支給停止などの場合は、年金特別徴収を中止し、普通徴収に切り替えることがあります。

### 税額の変更

修正申告や給与支払報告書などの差し替え、控除内容の変更により、税額が年の途中で変更になった場合は、税額決定変更通知書が郵送または事業所から届けられます。

税額の増減は、残った納期で調整しますが、納期が残っていない場合は、増額は一括払い、減額は還付となります。

### 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の特例期間の延長

一定の期間に住宅を契約した(注)住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで)場合、令和4年末までの入居者を対象に住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間が13年に延長されます。

